

低炭素建築物新築等計画認定に係る技術的審査手数料表

(消費税抜き)

法律名	対 象 事 務		単 位	手数料額 (円)			
	区 分			当初の審査	変更の審査		
都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る技術的審査及び同認定を受けたものの変更に係る技術的審査	1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）		1 件	30,000	15,000	
		一の共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅	申請する戸数が1のもの		〃	30,000	15,000
			申請する戸数が1を超え5以下のもの		〃	57,000	28,000
			申請する戸数が5を超え10以下のもの		〃	77,000	38,000
			申請する戸数が10を超え25以下のもの		〃	100,000	52,000
			申請する戸数が25を超え50以下のもの		〃	140,000	72,000
			申請する戸数が50を超え100以下のもの		〃	183,000	87,000
			申請する戸数が100を超え200以下のもの		〃	240,000	112,000
			申請する戸数が200を超え300以下のもの		〃	320,000	154,000
			申請する戸数が300を超えるもの		〃	390,000	188,000

注 設計住宅性能評価と同時に申請する場合の審査手数料は、上記の半額とします。